

本件事故当時、南相馬市原町区に居住し、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら（子供1名を含む）が、精神的損害、避難費用（移動交通費、避難先謝礼、一時立入費用及び生活費増加費用を含む）及び生命身体的損害等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4（以下、あわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1. 損害項目および損害額

(1) 移動交通費	40,000円
(2) 避難先謝礼	192,000円
(3) 一時立入費用	46,000円
(4) 生活費増加費用	107,300円
(5) 生命身体的損害（申立人X1分）	770,350円
(6) 生命身体的損害（申立人X2分）	31,900円
(7) 生命身体的損害（申立人X3分）	31,900円
(8) 精神的損害（申立人X1分）	1,500,000円
(9) 精神的損害（申立人X2分）	1,500,000円
(10) 精神的損害（申立人X3分）	1,500,000円
(11) 精神的損害（申立人X4分）	1,900,000円

2. 期 間

(1) 上記損害項目(1)から(5)につき

自 平成23年3月11日 至 平成23年11月30日

(2) 上記損害項目(6)から(11)につき

自 平成23年3月11日 至 平成24年5月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金7,619,450円の支払義務のあることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として金1,400,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項の1記載の損害項目（ただし、同項の2の期間に限り、遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月9日

（仲介委員 嘉本益巳）